

# 建設業における 持続可能な 環境整備の展望

上智大学 法学部教授

楠 茂樹



Shigeki Kusunoki

## 持続可能な 社会資本整備へ

国土交通省に「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」が立ち上げられたのは二〇二二年八月であった。筆者はその座長となり、そこで検討される事項の取りまとめ役を務めた。本稿が公表される頃にはその報告書も公表されていることだろう。

「持続可能性の観点」とは、「短期的な効率性」のみに目を奪われるのではなく、建設業と建設業が担う社会資本整備の中長期的な発展を志向することである。そのためには何もかも契約を自由に委ねればよい、自由な競争に委ねればよいと考えるのではなく、契約の適正化、競争の適正化のための更なる改善を模索することが重要であり、それが検討会のミッションであった。

その個別テーマの一つが費用負担問題である。定められた契約条件において完成義務を負う請負契約、特に工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約は、建設資材

価格の急激な変動に硬直的過ぎ、柔軟性を欠く。価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れがあるなど、中長期的な社会資本整備の充実の観点から弊害が少なくない。担い手確保も重要なテーマだ。設計労務単価相当の賃金の行き度りを徹底させるため、重層下請構造が元下間の請負代金に与える影響や、重層下請構造の適正化を意識しつつ、建設技能者の処遇改善による魅力ある産業の形成を目指す必要がある。

## 独占禁止法と 建設業法

こうした課題を検討する上で重要なポイントになるのが、独占禁止法と建設業法である。独占禁止法は入札談合を禁止する立法として知っている読者も多いと思うが、建設業法との関係において捉えると違う側面が見えてくる。それは両者とも契約当事者間の取引の適正化を志向するというものだ。適正化と

は平等化と言い換えてもよい。独占禁止法には優越的地位濫用規制があり、建設業法には地位の不当利用規制がある。両者はほぼ同じ観点からの規制といつてよい。独占禁止法の特例法として下請法があるが、建設業における元下関係については建設業法が専属的に適用される。

上記のいくつかのテーマは、いずれもこの二つの法律をどう捉え、どう適用するかの問題にリンクする。資材価格の急激な変動にも拘らず、一方が他方に優越する関係が存在する場合、その費用負担見直しの交渉を拒否し、妥協案を模索しなければ、独占禁止法違反が成立し得る。建設業法でも独占禁止法でも共通する重要な視点は、「対話の重視」である。優越的な地位は個別の取引関係ごとに認定されるもので、それは大手企業同士でも成り立つ。不動産業界も例外ではない。昨年末に公正取引委員会は、資材費等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従

来どおりに取引価格を据え置く対応をしたとされる一〇を超える事業者を、優越的地位濫用規制の観点から対応の改善を促すべき例として公表したが、その中には大手の不動産管理会社も含まれていた。担い手確保については、重層下請構造が元下間の請負代金に与える影響や、重層下請構造の適正化についても考えていく必要があると述べたが、ここは建設業法の出番である。もちろん重層下請のすべてが不要という訳ではなく、必要性に導かれた構造もあるだろう。しかし、重層下請においては末端に行けば行くほど契約環境が苦しいものになっているという事実は否定し難く、そのしわ寄せが現場を担う労働者に集中し易い。建設業法には「不当に低い請負代金の禁止」(一九条の三)や「不当な使用資材等の購入強制的禁止」(一九条の四)といった規制があるが、いずれも「自己の取引上の地位を不当に利用して」という前提が置かれている。しかし、親事業者の下請事業者に対する具体

的な圧力がなくとも、深刻な出血競争の結果、労働者に適正な賃金が行き渡らないという構造的な問題も存在する。極端な安値での下請受注は、当然ながら品質に対する深刻な問題を生じさせる。あらゆる当事者が品質上の問題まで見極めて契約を行うのであれば安かろう悪かろうという問題は生じないという反論はあるかもしれないが、易きに流れる(この場合、「安き」というのもよいだろう)、悪貨が良貨を駆逐するという言葉の方がよりリアリティがあるというのが現場の体感だろう。一般的に中小企業はダンピング受注への耐性が弱く、工事の品質、労賃の未払いなどの問題に直結し易い。だとするならば、これを抑止するダイレクトな規制が必要だ。そこで、「通常必要と認められる原価」を下回る価格での契約を禁じる新たな規定を建設業法に設ける案が上記の検討会で重要なテーマの一つとなり、検討が重ねられた。

## 生産性向上へ向けて

ただ、独占禁止法や建設業法を論じているだけでは、問題の全体的な解決にはならない。受発注者間における工事費の調整問題は民間建設工事標準請負契約約款のあり方に係るもので、法技術的な課題は少なくない。また、建設労働者全般のスキルアップ、生産性向上に向けた各種インセンティブの仕組み作りを効果的に進めなければならぬ。後者の点についていうならば、筆者は、CCUS(建設キャリアアップシステム)に大きな期待を寄せている。技能者の適正評価が効率的、効果的になされ、その情報が賃金体系など労働条件に有効に組み込まれるならば、労働者のインセンティブが向上し、それは生産性の向上をもたらす。昨今のDX化推進の潮流はこのシステムの可能性を大きく拡大するものでもある。諸々の改革は、民間契約の場合、どうしても利害の対立として議論され易いものだが、このシステムの成功は全方位で前向きに評価され得るものだ。